伊豆の国市 成年後見制度利用促進 基本計画

令和6年3月 伊豆の国市

目 次

目	次•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	1章	Ē	計	·画	策	定	に	あ	た	つ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	1.	計	上画	策	定	Ø:	背	景	及	び	趣	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2.	言	一直	う	位	置	づ	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3.	言	上画	う	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	2章	Í	伊	豆.	の	国	市	に	お	け	る	現	状	と	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	1.	店	折	渚	の	現:	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2.	隨	重が	(V)	者	の:	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	3.	E	常	生	活	自	立.	支	援	事	業	の	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	4.	月	往	後	見	制	度	の	利	用	状	:況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	5.	本	市	· の	現	状	カゝ	ら	見	え	る	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	6.	月	往	後	見	制	度	利	用	に	係	る	今	後	の	二	_	ズ	1	推	計		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第	3章	Ī	計	·画	の.	基	本	目	標	及	J.	基	本	施	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	1.	基	本	理	念	إ لح	基	本	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	2.	旌	重策	·	体	系	(計	画	の	基	本	方	針	と	そ	の	取	組)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	3.	旃	頭策	·	展	開		•		•		•	•				•					•										•			•	10

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他精神上の障がい等により判断能力が不十分であるために契約上の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。

人口減少や少子高齢化の進行、雇用環境や価値観・ライフスタイルの多様化などを背景として、高齢者の孤独死、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待、自殺問題、子どもの貧困問題など、地域社会を取り巻く状況が大きく変化する中、今後、成年後見制度利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられます。国では、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「利用促進法」といいます。)を公布し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月に「第2期基本計画」(以下、「国基本計画」といいます。)が策定され、市町において、制度利用の推進と担い手育成に努めることが求められました。

本市でも、現状と今後のニーズ推計及び国基本計画の趣旨を踏まえながら、成年後見制度利用促進の基本的な方向性とその取組を計画的に進めていくことを目的とした「伊豆の国市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、利用促進法の規定に基づき、本市における成年後見制度利用促進に 関する基本的な方向性や具体的な事業・取組を示すものです。

また、本計画は、地域福祉計画・地域福祉活動計画における「基本目標2 地域で助け合う仕組みをつくる」に資する計画であることから、地域福祉計画の附属計画として位置づけ、地域福祉計画との整合性・調和を図りながら推進していきます。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から第4次伊豆の国市地域福祉計画・地域福祉活動計画の終期である令和9年度までの4年間とします。

なお、国の動向や社会情勢に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2章 伊豆の国市における現状と課題

1. 高齢者の現状

(1) 高齢者人口と高齢化率

令和5年4月1日現在の本市の人口は、47,046人で、65歳以上の高齢者人口は、15,919人、高齢化率は33.8%です。

一方、75歳以上の後期高齢者人口は、8,782人で高齢者の半数以上(55.2%) を占めています。

■人口及び高齢者数の推移

(単位:人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	48, 686	48, 279	47, 794	47, 544	47, 046
65歳以上人口	15, 850	15, 906	16, 009	16, 032	15, 919
うち75歳以上人口	7, 890	8, 109	8, 178	8, 349	8, 782
高齢化率	32.6%	32.9%	33.5%	33. 7%	33.8%

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 要支援・要介護の認定者数

令和5年3月末日現在の本市の要支援・要介護認定率(第1号被保険者数に 占める認定者数の割合)は、15.7%です。

■要支援・要介護の認定者数、認定率(第1号被保険者分) (単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	361	300	294	326	326
要支援 2	358	414	407	390	421
要介護1	404	446	438	439	438
要介護 2	304	320	359	404	388
要介護3	299	307	335	344	336
要介護4	344	343	366	373	356
要介護 5	189	205	238	222	232
合計	2, 259	2, 335	2, 437	2, 498	2, 497
認定率	14.3%	14. 7%	15. 2%	15.6%	15. 7%

資料:長寿介護課(各年度3月末日現在)

(3) 高齢者世帯の状況

令和4年度における高齢者福祉行政の基礎調査によると、本市の65歳以上の高齢者がいる世帯は11,163世帯で、そのうち1人暮らし世帯は4,119世帯、夫婦のみ世帯は2,697世帯です。65歳以上人口の25.7%が1人暮らし世帯となっています。

高齢化の進行に伴い、本市の高齢者世帯数も一貫して増加傾向にあり、この傾向は今後も続いていくものと見込まれます。

■高齢者世帯の状況

(単位:世帯)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
1人暮らし世帯	3, 334	3, 459	3, 524	3, 658	4, 119
子らと同居世帯	4, 387	4, 328	4, 227	4, 146	4, 075
夫婦のみ世帯	2, 508	2, 581	2,620	2, 652	2, 697
その他の世帯	255	252	265	267	272
高齢者世帯合計	10, 484	10,620	10, 636	10, 723	11, 163
市内総世帯数	21, 132	21, 234	21, 261	21, 381	21, 463
65歳以上人口	15,257人	15,436人	15,503人	15,590人	16,032人

資料:長寿介護課(高齢者福祉行政の基礎調査)

(4) 認知症高齢者の状況

令和5年4月1日現在、本市の要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」ランクⅡ以上の人数は、Ⅱ700人、Ⅲ618人、Ⅳ109人、M3人で合計1,430人です。「認知症高齢者の日常生活自立度」ランクⅡ以上の人数は、年度によって若干の増減はあるものの増加傾向にあります。

■認知症高齢者数

(単位:人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症高齢者の日常 生活自立度ランク Ⅱ	765	887	795	790	700
認知症高齢者の日常 生活自立度ランクⅢ以上	527	693	585	691	730
合計	1, 292	1, 580	1, 380	1, 481	1, 430

資料:長寿介護課(各年4月1日現在)

《参考》認知高齢者の日常生活自立度のランク別判断基準

- I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- Ⅱ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。
- Ⅲ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護 を必要とする。
- IV 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要と する。

2. 障がい者の現状

(1) 知的障がいがある人の状況

令和5年3月31日現在、本市の療育手帳所持者数は473人です。そのうち、 18歳以上の障がいのある人は308人(約65.1%)となっています。

■療育手帳所持者数

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度(A)	123	128	129	133	133
中度 (B)	287	308	324	335	340
合計	410	436	453	468	473

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

(2) 精神障がいがある人の状況

令和5年3月31日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は329人で、 年々増加しています。障がいの程度別にみると、2級の人が217人と最も多く なっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	13	14	19	21	19
2級	172	134	154	168	217
3級	59	64	48	83	93
合計	244	212	221	272	329

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

3. 日常生活自立支援事業の現状

(1) 利用者数の推移

日常生活自立支援事業とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人ができるだけ地域で生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の手続きや日常的な金銭管理等による支援を行うもので、伊豆の国市社会福祉協議会が静岡県社会福祉協議会の委託により実施しています。具体的な支援の内容として、福祉サービス利用の申込みや契約手続の援助、必要に応じて、日常的なお金の出し入れや預金通帳の預かり等も行います。

事業の利用対象者は、認知症や障がい等の理由により、判断能力が不十分であり、なおかつ、事業の契約内容について、判断し得る能力を有していると認められることが必要であるため、判断能力が全くない人は対象となりません。

したがって、利用者の判断能力の低下により意思表示が困難となった際には、 成年後見制度への移行を含め、状況に応じて適切に支援を行っていく必要があ ります。

■日常生活自立支援事業の利用者数

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日常生活自立支援 事業利用者	29	34	37	40	36
うち成年後見制度 への移行者	0	0	0	0	2

資料:伊豆の国市社会福祉協議会(各年度3月末日現在)

4. 成年後見制度の利用状況

(1) 成年後見制度利用者の現状

令和4年12月末現在、本市の成年後見制度利用者数は93人で、本市の全人口の0.20%、65歳以上の高齢者人口の約0.58%となっています。

しかし、成年後見制度の利用者数は、平成30年度からの5年間で約12%の増加となっており、身寄りのない人や認知症のある高齢者等の増加により、成年後見制度の利用者は今後も増加していくものと見込まれます。

■成年後見制度の利用者数

(単位:人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
沙士	成年後見	71	67	69	62	66
法定後見	保佐	7	9	10	13	17
後日	補助	4	5	6	6	7
元	法定後見 合計	82	81	85	81	90
	任意後見	1	4	3	3	3
利月	用者数 合計	83	85	88	84	93

資料:静岡家庭裁判所(各年12月末日現在)

(2) 成年後見制度に関する相談対応

現在、成年後見制度の相談については、成年後見支援センター及び市内の各地域包括支援センターにおいて対応しています。

■成年後見制度の相談件数

(単位:件)

		令和3年度	令和4年度
高齢者	地域包括支援センター	466	254
同断1	成年後見支援センター	33	391
障がい者	八十仮兄又仮ピングー	24	7
	計	523	652

資料:福祉相談センター、長寿介護課(各年度3月末日現在)

(3) 成年後見市長申立て

市長申立ては、自身や親族による申立てができない人に代わって市長が申立 てを行う制度です。1人暮らし世帯や、身寄りのない高齢者等の増加により、 今後、申立者がいない人が増加していくことが見込まれます。

■市長申立て件数

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	5	3	3	2	4
障がい者	0	3	1	0	0

資料:福祉相談センター(各年度3月末日現在)

(4) 成年後見人等報酬助成

成年後見制度の利用にあたり、必要な報酬を負担することが困難な人については、後見人等の報酬助成を行うことにより利用を推進しています。

■報酬助成件数

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	2	1	4	5	3
障がい者	0	1	0	0	0

資料:長寿介護課、障がい福祉課(各年度3月末日現在)

注) 65歳以上の障がいのある人の申立て・報酬助成件数は高齢者として計上

5. 本市の現状から見える課題

本市では、成年後見制度の利用促進に向けて、伊豆の国市高齢者及び障がい者 虐待防止・成年後見ネットワーク運営委員会を令和3年3月に設置しました。ま た、同年4月には、伊豆の国市成年後見支援センターを設置し、併せて、伊豆の 国市成年後見支援センター運営委員会も開催しております。しかし、本市におけ る成年後見制度利用の割合は低く、制度や相談先についての周知も進んでいませ ん。子らとの同居世帯率が高く、近くに支援できる親族がいる割合が、都市部と 比べ、比較的高いこと等も制度利用が進まない要因の一つとして考えられます。

また、少子高齢化の影響により、本市においても高齢化率は年々上昇しており、高齢者の1人暮らし世帯や高齢者のみで構成される世帯も増加傾向にあります。「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には高齢化率34.4%、「団塊ジュニア世代」が高齢者になる令和22年には高齢化率39.6%になる見通しです。令和7年には、本市の高齢者のうち、約1,400人が認知症になると推計されます。障がい者についても、知的障がい、精神障がいともに手帳取得者が増加しています。特に、知的障がい、精神障がいともに軽度から中程度の人の手帳取得人数が増加していますが、障がいのある子の親が亡くなる等によって子の財産管理を行うことができなくなる問題(いわゆる「親なき後問題」)の増加が想定されます。

本市では、現状、逼迫した状況にはありませんが、今後は認知症や障がい等、何らかの理由により判断能力が低下した身寄りのない人や、社会的孤立により身近な人から支援が得られない人等が増加していくことが想定されます。

このように、本市の現状から見える課題として、伊豆の国市高齢者及び障がい者虐待防止・成年後見ネットワーク運営委員会や伊豆の国市成年後見支援センターを中心とした利用促進体制の整備、成年後見制度や相談先が知られていないという周知に関しての課題、また、今後、成年後見制度を利用する人が増加することで、成年後見人不足が見込まれるという課題があげられます。

6. 成年後見制度利用に係る今後のニーズ【推計】

年度	1人暮らし 高齢者数	認知症 高齢者数	療育手帳(A)所持者数	精神障害者保健福祉手帳 (1級) 所持者数	対象となりえる者	成年後見制度利用者数	利用率
	A	В	С	D	E (A+B+C+D)	F	G (F/E)
平成30年度	3,334人	527人	123人	13人	3,997人	83人	2.08%
令和元年度	3,459人	693人	128人	14人	4,294人	85人	1. 98%
令和2年度	3,524人	585人	129人	19人	4,257人	88人	2. 07%
令和3年度	3,658人	691人	133人	21人	4,503人	84人	1.87%
令和4年度	4,119人	730人	133人	19人	5,001人	93人	1.86%
令和9年度 (見込み)	4,660人	662人	145人	22人	5, 489人	110人~ 115人	2.00%~ 2.10%

本市における成年後見制度利用に係るニーズを推計した結果、今後、1人暮らし高齢者数が増加することが見込まれます。成年後見制度利用の対象となり得る者のうち、成年後見制度利用者率は、平成30年度から令和4年度の平均値は1.97%ですが、今後、2.00%~2.10%に増加すると推計し、本計画最終年度となる令和9年度における利用者数は、110人~115人と推計しました。

さらに、今後は、退院や退所等による地域移行の障がい者、虐待を受けた高齢者や障がい者、生活困窮や消費者被害相談に来られた人等も制度の利用が必要となることが予想されます。

第3章 計画の基本目標及び基本施策

1. 基本理念と基本目標

【基本理念】(第4次伊豆の国市地域福祉計画・地域福祉活動計画) 市民が支える地域福祉 心温まるいずのくに

【基本目標2】

地域で助け合う仕組みをつくる

2 権利擁護のための体制強化

※本計画は、第4次伊豆の国市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標2「地域で助け合う仕組みをつくる」に資する計画であることから、 基本理念及び基本目標は、第4次伊豆の国市地域福祉計画・地域福祉活動計画と同一にします。

2. 施策の体系(計画の基本方針とその取組)

(基本方針1) 権利擁護支援が必要な人の発見・支援

- (1) 権利擁護支援の地域ネットワークの構築及び中核機関の整備
- (2) 制度の利用にかかる費用助成等の適切な実施

(基本方針2) 早期の段階からの相談・対応体制の構築

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 相談体制の充実

(基本方針3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する 支援体制の構築

- (1) 後見人支援の推進
- (2) 担い手の育成・活動の推進

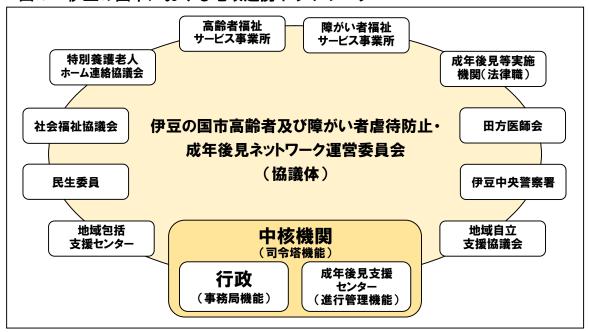
3. 施策の展開

基本方針1 権利擁護支援が必要な人の発見・支援

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の整備 権利擁護の支援や成年後見制度の利用を推進するためには、支援が必要な 人の発見・支援につながる地域連携ネットワークの構築と、司令塔機能を持った中核機関の機能の充実が必要です。

本市では、市と伊豆の国市成年後見支援センターの協働により、図1のと おり、地域連携ネットワークを構築します。

図1 伊豆の国市における地域連携ネットワーク



【司令塔機能】

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

【事務局機能】

地域における「協議体」を運営します。

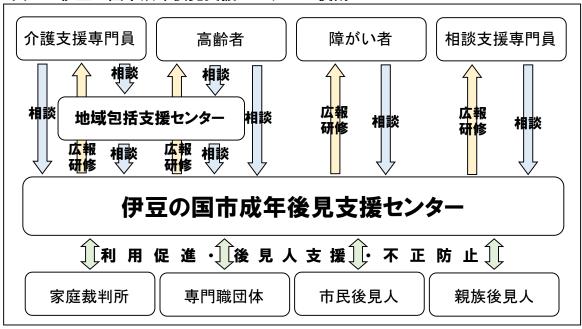
【進行管理機能】

地域において、「3つの検討・専門的判断(※)」を担保します。

- ※① 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
 - ② 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
 - ③ モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

市と協働で中核機関となる成年後見支援センターの役割は、図2のとおりとします。

図2 伊豆の国市成年後見支援センターの役割



(2) 制度の利用にかかる費用助成等の適切な実施

成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、親族等からの支援 が得られない人に対して実施する市長申立てについては、関係機関と連携し、 適切に実施します。

また、経済的な課題があり申立費用や後見人等の報酬を負担することが困難な人については、申立費用や後見人等の報酬の助成を行うことにより、制度の利用促進を図ります。

ア 市長申立て手続きの適切な実施

- ・4親等以内の親族がいない人等、必要に応じて市長申立てを行います。
- ・市長申立ての適否や後見人等候補者について、専門職による助言を受けられる体制を整備します。

イ 申立て費用、後見人等の報酬の助成

・経済的な理由から制度利用が困難な人に対し、申立費用や成年後見人等 の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を継続します。

基本方針2 早期の段階からの相談・対応体制の構築

(1) 広報・啓発活動の推進

成年後見制度利用促進には、成年後見制度が利用者の生活を守り権利を擁護する重要な手段であるといった、制度の周知・啓発活動が重要です。

市民や関係者に対して、成年後見制度に関する理解を深められるよう広報活動を推進します。

ア 市民に対する成年後見制度に関する普及啓発

- ・広報誌やホームページ等を通して、制度に関する広報を行います。
- ・認知症の疑いがある人等、制度利用が必要な人を早期に発見するため、 住民や行政・金融機関等の窓口職員に対し、認知症サポーター養成講座 を実施します。
- ・誰にもわかりやすい講演会を開催します。
- ・ 圏域内の高齢者や障がい者、その家族や支援者等に対し、制度に関する 広報を行います。
- ・広報する対象者に合わせて、制度の普及啓発とともに相談窓口を紹介するチラシ・ポスター等を作成し、配布します。

イ 関係者に対する成年後見制度に関する普及啓発

- ・地域の福祉関係者に対し、制度利用の促進に向けた講演会や研修会等を 開催します。
- ・医師を始めとした専門職団体等の会議に出向き、制度利用に向けた広報 や相談窓口の周知を行います。

(2) 相談体制の充実

支援を必要とする人が、早い段階で、制度の活用につながるよう、相談窓口の周知を図ります。

また、相談を行う職員は、適切な相談支援ができるよう、専門的な知識を 取得した職員を配置し、相談体制の充実を図ります。

ア 早期の段階からの相談・対応

・対象者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援する体制を整備するため、「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の3つの事業を実施します。

イ 成年後見制度利用申立て支援、代行団体の紹介

- ・本人や親族が自身で申立てを行う場合に、申立書の書き方や書類の取得 方法の説明を行う等、申立てを行う人の支援を行います。
- ・申立ての代行を希望する人には、静岡県弁護士会やリーガルサポート静岡支部を紹介します。

ウ 相談窓口職員に対する支援、研修

ケース対応を通じてノウハウを蓄積し、制度利用に関する判断を支援

します。

・行政や地域包括支援センター等の職員に対し、相談対応力の向上を図 るため、講演会や研修会を開催します。

基本方針3 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

(1) 後見人支援の推進

親族後見人が課題等を抱え込んでしまう状況を防ぐためには、親族後見人等の状況を継続的に把握し、適切に対応する相談支援体制を整えるとともに、福祉・医療・地域等の関係者が連携し、日常的に関わっていくことが重要です。

ア 親族後見人等の現状把握と相談支援

- ・家庭裁判所と連携し、親族後見人の現状把握を行います。
- ・親族後見人が気軽に相談できる窓口を設置します。
- ・市民後見人や親族後見人を始めとした成年後見人等の情報交換会を開催 します。

イ 制度利用者の支援チームの立ち上げ

・ネットワークを利用して、制度利用者の支援チームの立ち上げやケース 検討を支援します。

ウ 必要に応じて、専門職からの意見をもらう体制づくり

・権利擁護に関する地域連携のためのネットワークを構築するため、法律 の専門職を加えた会議を開催します。

(2) 担い手の育成・活動の推進

本市における現状として、成年後見人の担い手不足が逼迫している状況に はありませんが、今後、成年後見人による支援が必要な人が増加し、成年後 見人の担い手不足となることが予測されます。潜在化している専門職後見人 の活用のほか、法人後見や市民後見人の活用を図ります。

ア 専門職後見人の掘り起こし

各専門職団体(社会福祉士会等)に対して、後見人業務を行うための基礎資格を有しているものの、後見人業務を行っていない人に対し、専門職団体を通し後見業務の実施について働きかけを行います。

イ 市民後見人養成講座の実施

成年後見人の担い手となる市民後見人を養成するための講座を実施します。講座の修了者は、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員の業務を通じて、市民後見人として育成します。

ウ 法人後見の活用

市の社会福祉協議会において、引き続き法人後見業務を実施するとともに、新たな法人後見の受任先を模索します。